

# 笛吹市国民健康保険通信

## 「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

### 出産育児一時金・葬祭費について

次のような場合、国民健康保険から給付を受けることができます。  
2年を過ぎると時効になりますので、ご注意ください。

#### 出産したとき（出産育児一時金）

被保険者が出産したときに、出産育児一時金が支払われます。

支給額は、「産科医療補償制度」に加入する医療機関で出産した場合は原則42万円となり、それ以外の場合は39万円となります。

詳しくは、お問い合わせください。また、加入の有無は各医療機関にご確認ください。

#### 直接支払制度を利用する場合

国民健康保険から直接医療機関などに出産育児一時金を支給する制度です。

入院時に保険証を医療機関へ提示し、手続きをしてください。

出産費用が出産育児一時金の支

給額未満だった場合は、その差額分を後日支給するので、国民健康保険課へ申請していただくこととなります。

#### 直接支払い制度を利用しない場合

被保険者が出産費用を医療機関に支払ったあと、国民健康保険課窓口で申請を行ってください。申請時の持ち物（いずれの場合も必要です）

#### 出産した方の保険証

世帯主の印鑑と通帳（一部取り扱いきれない通帳もあります）

医療機関との直接支払制度合意書  
出産時の領収・明細書の写し

「産科医療補償制度の加算対象出産」の記載、又は証するスタンプがあるもの

#### 亡くなったとき（葬祭費）

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方（喪主）に5万円支給されます。

#### 申請時の持ち物

亡くなった方の保険証

葬祭を行った方の印鑑と通帳（一部取り扱いきれない通帳もあります）

葬儀を執り行ったことを証明できるもの（会葬ハガキなど、喪主の氏名を確認できるもの）

国民健康保険税に未納がある場合は、支給額を充当していただきますので、納付忘れがないようお願いいたします。

### 第三者行為（交通事故やスポーツ中のケガ）で国保を使う場合

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合に国民健康保険を使用するときは、必ず国民健康保険課窓口で「第三者行為による被害届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険適用ができない場合があります。

また、第三者行為による治療ではないが、市役所から通知をする場合があります。通知が届きましたら、連絡もしくは届出をお願いします。

#### 届出時の持ち物

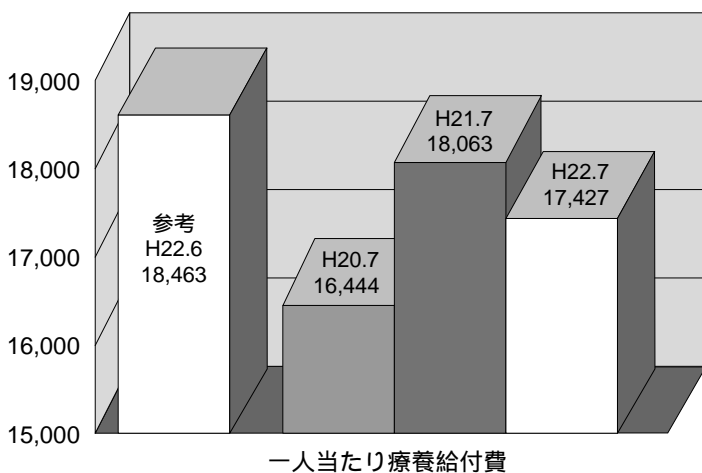
保険証  
印鑑

交通事故の場合は「事故証明書」

その他、添付書類が必要な場合があります。

平成22年7月療養給付費は減少（国保会計からの支払分の状況）

平成22年7月の一人当たり療養給付費は1万7427円でした。平成21年7月と比較すると636円（3.5%）で、今年度初めて減少となりました。引き続き医療費の節約を心がけていただき、安定した国保運営のためにご協力をお願いします。



一人当たり療養給付費

問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当

055(262)4111